



青 森 県 報

号外第五十六号

平成十四年五月三十一日(金曜日)

目 次

監査委員

包括外部監査の結果……………(事務局)… 1

監 査 委 員

包括外部監査の結果

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人柳谷順三氏から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成14年 5月31日

青森県監査委員	片 谷 稔
同	橋 本 敏
同	須 藤 健
同	山 内 夫
	崇

平成13年度

包括外部監査結果報告書

(債務保証・損失補償)

青森県包括外部監査人

柳谷順三

目 次

1、監査の概要

1-1、監査の種類	1
1-2、監査の対象	1
1-3、監査対象の選定理由	1
1-4、監査の実施期間	1
1-5、監査の視点	1
1-6、監査補助者の氏名	1

2、監査の結果

2-1、債務保証とは	1
2-2、損失補償とは	2
2-3、監査の方法について	
2-3-1、法人の概況について	2
2-3-2、借入手続について	2
2-3-3、銀行残高確認状について	2
2-4、監査対象法人の選定について	2
2-5、債務保証・損失補償の状況	
2-5-1、青森県信用保証協会	2
2-5-2、青森県道路公社	3
2-5-3、下北汽船株式会社	3
2-5-4、株式会社建築住宅センター	3
2-5-5、財団法人21あおり産業総合支援センター	3
2-5-6、青森県漁業信用基金協会	3
2-5-7、社団法人青森県肉用牛開発公社	3
2-5-8、財団法人青森県フェリー埠頭公社	3
2-5-9、むつ小川原原燃興産株式会社	3
2-5-10、財団法人青森県勤労福祉協会	3
2-5-11、財団法人むつ小川原地域・産業振興財団	4
2-5-12、財団法人青森県沿岸漁業振興協会	4
2-5-13、株式会社青森データシステム	4
2-5-14、社団法人青森県農村開発公社	4
2-5-15、青森ウォーターフロント開発株式会社	4
2-5-16、社団法人青森県栽培漁業振興協会	4
2-5-17、青森県住宅供給公社	4
2-5-18、財団法人青い森振興公社	4
2-5-19、青森県土地開発公社	4
2-5-20、青森空港ビル株式会社	5
2-5-21、社団法人青森県農業経営改善支援センター	5
2-5-22、青森県農業信用基金協会	5

3、意見

3-1、債務保証について	5
3-2、損失補償について	5
3-3、債務負担行為明細表について	5
3-4、監査対象法人についての個別の意見	
3-4-1、青森県信用保証協会	6
3-4-2、青森県道路公社	6
3-4-3、下北汽船株式会社	6
3-4-4、株式会社建築住宅センター	6
3-4-5、財団法人21あおもり産業総合支援センター	7
3-4-6、青森県漁業信用基金協会	7
3-4-7、社団法人青森県肉用牛開発公社	7
3-4-8、財団法人青森県フェリー埠頭公社	7
3-4-9、財団法人青森県勤労福祉協会	7
3-4-10、財団法人青森県沿岸漁業振興協会	7
3-4-11、社団法人青森県農村開発公社	8
3-4-12、青森ウォーターフロント開発株式会社	8
3-4-13、青森県住宅供給公社	8
3-4-14、財団法人青い森振興公社	8
3-4-15、青森県土地開発公社	8
3-4-16、青森県農業信用基金協会	8
4、利害関係について	9

1、監査の概要

1-1、監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

1-2、監査の対象

平成12年度における県が行っている債務保証及び損失補償を監査対象としたが、必要な範囲で他の年度も対象とした。

1-3、監査対象の選定理由

県が行っている債務保証及び損失補償は現在のところ保証先が破綻していないため具体的な負担が生じてはいないが、保証先が破綻した場合、県に保証責任が生じてその結果県に負担が生じることとなる。このような将来の危険性ないし隠れた負債が適正に管理されているかどうかを検討するために行うものである。

1-4、監査の実施期間

平成13年5月16日から平成14年3月25日まで

1-5、監査の視点

地方自治法第252条の37第4項及び地方自治法施行令第140条の7第1項に定める、県が資本金・基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人について、債務保証・損失補償が適正に管理されているか否か監査した。

1-6、監査補助者の氏名

監査の事務の補助者として監査委員と協議の結果、下記の者を選任した。

宇恵野 健(平成13年6月20日死亡により同日退任)

小原 隆平

西村 晴夫

小野寺 高

倉成 磨

以上、平成13年5月16日就任

石下 雄三

以上、平成13年7月10日就任

2、監査の結果

2-1、債務保証とは

債務保証とは金融機関等からの融資に対し、債務が履行されない場合に備えて、地方公共団体が返済等の代位弁済を定めた契約を締結することをいう。

地方公共団体が行う債務保証については「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律」第3条により、原則として会社その他の法人の債務については、保証契約をすることが出来ないとされているが、財務大臣又は総務大臣の指定する会社その他の法人については例外的に債務保証をすることが認められている。ただし、大臣の指定を受けた法人は今のところはない。

しかし、地方道路公社、土地開発公社については、上記の法律にもかかわらず、

それぞれの根拠法である「地方道路公社法」「公有地の拡大の推進に関する法律」により、地方公共団体がその債務について保証契約を結ぶことが出来ることとなっている。

2-2、損失補償とは

適法な公権力の行使によって加えられた特別の犠牲に対する財産的補償や公社等の事業の遂行上生じた損害を補填するための損失補償とは別に、金融機関からの借入債務についての損失補償がある。

今回の監査に於いては県が資本金等の四分の一以上を出資している公社等の法人が行った金融機関からの借入により、金融機関が損害を受けた場合、県がその損失を補填することを内容とした契約について監査の対象とした。

2-3、監査の方法について

2-3-1、法人の概況について

1. 監査の着手にあたり法人担当者から法人の事業概況を聴取する。
2. 過去3期分の決算書を入手し経営状況の推移を調べる。
3. 法人の事業計画を法人担当者から聴取する。
4. 上記を受けて借入金の今後の推移の見通しを法人担当者から聴取する。

2-3-2、借入手続について

1. 法人の組織図、権限規定、経理規定等を入手する。
2. 借入の起案書を閲覧しその手続が規定に従っているかどうか調べる。

2-3-3、銀行残高確認状について

1. 監査対象法人の直近の決算書を入手する。
2. 監査対象法人の借入金について借入先別明細表を作成する。
3. 借入先の全てについて銀行残高確認状を発送する。
4. 上記の確認状を融資先から直接入手する。
5. 確認状記載の金額と借入金明細表との金額の一致するかどうか確認する。
6. 確認状記載の担保の状況が債務保証状況表と一致するかどうか確認する。
7. 不一致の場合にはその原因を明らかにする。

2-4、監査対象法人の選定について

地方自治法第252条の37第4項及び地方自治法施行令第140条の7第1項に定める、県が資本金・基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人の直近の決算書類を入手し、その中で、貸借対照表に借入金の残高が計上されているものについて監査の対象とした。

2-5、債務保証・損失補償の状況

2-5-1、青森県信用保証協会

中小企業総合事業団及び財団法人日本共同証券財団からの長期借入金、並びに青森銀行及びみちのく銀行からの短期借入金について、県は損失補償契約はしていなかった。

2-5-2、青森県道路公社

長期借入金のうち青森県からの分を除き、公営企業金融公庫からの借入について地方道路公社法第28条に基づき県が債務保証契約をしているが、適正な内容だった。また、青森銀行及びみちのく銀行からの借入については県が損失補償契約をしているが、適正な内容だった。

2-5-3、下北汽船株式会社

市中金融機関からの借入については役員等の個人保証によっており、県は債務保証契約・損失補償契約はしていない。

2-5-4、株式会社建築住宅センター

平成13年3月31日現在では借入金残高は無かったが、監査実施中の平成13年5月に2千万円の借り入れを行ったので監査対象とした。監査の結果、県は債務保証契約・損失補償契約はしていない。

2-5-5、財団法人21あおもり産業総合支援センター

県からの借入金について、36億円強については定期預金等を担保としているが残りは担保無しであり、その他中小企業金融公庫、青森銀行及びみちのく銀行からの借入金は共に無担保無保証となっている。監査の結果、借入金について県は債務保証契約・損失補償契約はしていない。

2-5-6、青森県漁業信用基金協会

農林漁業信用基金からの借入金には担保及び保証は無い。他方青森県信用漁業協同組合連合会からの借入金には定期預金を担保として差し入れている。監査の結果、県は債務保証契約・損失補償契約はしていない。

2-5-7、社団法人青森県肉用牛開発公社

青森銀行からの短期借入金は担保無しで、県は債務保証契約・損失補償契約はしていない。他方七戸町からの長期借入金は十和田区域農業用施設の購入代金の未払分であり、県は債務保証契約・損失補償契約はしていない。

2-5-8、財団法人青森県フェリー埠頭公社

県との金銭消費貸借契約書では担保提供義務が記載されているが、借入金について担保が提供されていない。市中金融機関からの借入については県が損失補償契約をしているが、適正な内容だった。

2-5-9、むつ小川原原燃興産株式会社

当座貸越の短期借入金及び長期借入金のうち警備所設備資金については担保提供していない。その他の長期借入金については不動産を担保提供している。なお、県は債務保証契約・損失補償契約はしていない。

2-5-10、財団法人青森県勤労福祉協会

八戸市からの借入金については担保はない、他方青森銀行からの借入については支配人が個人保証をしている。なお、県は債務保証契約・損失補償契約はし

ていない。

2-5-11、財団法人むつ小川原地域・産業振興財団

短期借入金と同額の定期預金を担保に入れており、県は債務保証契約・損失補償契約はしていない。

2-5-12、財団法人青森県沿岸漁業振興協会

農林中央金庫からの短期借入金については同額の定期預金を担保に差し入れており、県は債務保証契約・損失補償契約はしていない。

2-5-13、株式会社青森データシステム

短期借入金は市中金融機関からの借入であり、長期借入金は中小企業金融公庫及び市中金融機関からの借入であり、すべて代表取締役の保証が付いており、県は債務保証契約・損失補償契約はしていない。

2-5-14、社団法人青森県農村開発公社

市中金融機関、青森県信用農業協同組合連合会及び社団法人全国農地保有合理化協会からの借入については、県は損失補償契約をしているが、適正な内容だった。

2-5-15、青森ウォーターフロント開発株式会社

市中金融機関からの借入は無担保・無保証となっており、県は債務保証契約・損失補償契約はしていない。

2-5-16、社団法人青森県栽培漁業振興協会

青森県信用漁業協同組合連合会からの長期・短期の借入金は貯金を担保としており、県は債務保証契約・損失補償契約はしていない。

2-5-17、青森県住宅供給公社

平成13年3月末で県の損失補償契約による金融機関からの借入金17億9760万円があり、県は損失補償契約をしているが、適正な内容だった。公社にはその他担保無しの借入金が18億2306万円があり、うち15億3093万円は県への譲渡契約が成立している県立保健大学にかかるものである。

2-5-18、財団法人青い森振興公社

平成13年3月末で県からの借入金167億円、県の損失補償契約による農林漁業金融公庫からの借入金133億円があり、県は損失補償契約をしているが、適正な内容だった。

2-5-19、青森県土地開発公社

県は「公有地の拡大の推進に関する法律」第25条により土地開発公社の債務について、債務保証をすることができることとなっている。この規定により、長期借入金121億円のうち県の債務保証契約によるもの55億円、国庫債務負担によるもの11億円、むつ市債務保証によるもの1億円、その他保証無しが54億円となっている。監査の結果、県の債務保証契約は適正に行われていた。

2-5-20、青森空港ビル株式会社

県、青森市及び市中金融機関からの借入には保証が付いていないが、日本政策投資銀行からの借入には不動産及び役員の個人保証が付いている。県は債務保証契約・損失補償契約はしていない。

2-5-21、社団法人青森県農業経営改善支援センター

特別会計の借入金残高は全て県からの借入金であり、県は債務保証契約・損失補償契約はしていない。

2-5-22、青森県農業信用基金協会

借入金の全ては、農林漁業信用基金から無担保無保証で借り入れている。県は債務保証契約・損失補償契約はしていない。

3、意見

3-1、債務保証について

地方公共団体は「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律」第3条に基づき、原則として会社その他の法人の債務については、保証契約をすることが出来ないため、「地方道路公社法」及び「公有地の拡大の推進に関する法律」により特別に認められた道路公社および土地開発公社のみが県より債務保証を受けているが、次に述べるように、県より損失補償を受けて実質的な県の保証によっている借入金を受けている公社等が存在している。

3-2、損失補償について

損失補償は二者間の契約で、前提となる債務が無くても契約は可能であり、損失が生じたときにこれを穴埋めするもので、昭和29年の自治省の解釈では「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律」の規制するところではないとし、法人に対し地方公共団体が損失補償契約ができることとされている。

その解釈にしたがい損失補償契約を行った結果、平成13年3月31日現在では債務保証(上限額)は69億7百万円に対し、金融機関からの借入に係る損失補償(上限額)は399億11百万円となっている。県と金融機関と取り交わしている損失補償契約を見ると、まず、契約の目的としては、特定の貸付を金融機関が公社等に行い、その貸付により損失が生じた場合にはその損失を補償するとなっており、さらに、損失の額としては、その貸付の弁済期限が経過しても弁済を受けなかった額と規定している。

以上から総合的に判断するならば損失補償と債務保証の目的及び県にとっての危険性については変わりがないと考える。「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律」が規制するところではないといっても、今後とも損失補償契約の締結にはより一層の慎重な検討が必要と考える。

3-3、債務負担行為明細表について

平成13年11月に平成13年3月31日現在の青森県普通会計バランスシートが公表された。このバランスシートは昨年度に比べてより積極的に情報開示に努めてお

り、付属明細書が昨年の4種類に新たに5種類が追加された。その中に県民の関心が高いものとして、債務負担行為明細書も添付されることになり時宜にかなったことといえる。

ただ、3-4-1以下の各法人の個別意見に記載したが、債務負担行為明細表のうち「②債務保証又は損失補償にかかるもの」についての記載が、注記に記載されているとおり、議会での議決を受けた金額を記載しているのもので、その後償還が進んでいる公社等に於いては借入金残高と大きく異なっている。そのため、債務保証又は損失補償金額(金融機関からの借入にかかるもの以外も含む)が1618億98百万円と記載されてはいるが借入金の元本残高は468億89百万円である。

県民に対してどちらが正確なかつ有用な情報かと考えた場合、過去に於いて約定どおり返済されているものについては代位弁済の義務又は損失補償の義務は存在しないことから、今後これらの義務が生じるおそれのある、借入金元本残高を表示した方が良いと考えられる。そのためには、各法人から常に借入金残高等の情報を入手すべきと考える。

3-4、監査対象法人についての個別の意見

3-4-1、青森県信用保証協会

県より連年5000万円の出捐を受けており、保証可能限度額の拡大となっているが、保証協会が代位弁済したうち保険で填補されない分の損失補償ではないのか。支出した金銭の性格を再検討する必要があるのではないかと。

代位弁済が今後増加し、信用保険で填補できない部分も増加したとき、県の填補責任の増加のおそれがある。

3-4-2、青森県道路公社

平成10年度に比較して公営企業金融公庫、政府借入金及び市中金融機関からの長期借入金の残高は減少してはいるが、青森県からの借入金は増加している。県の実質的な借入金の肩代わりと考えられる。

現状の収支状況では政府系金融機関の20年償還、市中金融機関の8年償却は難しいのではないかと、結局青森県が肩代わりをするかまたは補助金の増額によって対処する事態が生ずるおそれがある。

なお、債務負担行為明細表上で県の債務保証及び損失補償が777億68百万円となっているが借入金元本残高は238億71百万円である。

3-4-3、下北汽船株式会社

むつ湾フェリー株式会社と合併したときに計上された科目が未処理のままである。決算書の各科目の精査及び整理が必要と考える。

3-4-4、株式会社建築住宅センター

設立2期目にして資本金の9割の欠損金が生じており今後県内に支社の設置などにより諸経費の発生が予測されるので、債務超過に陥るおそれがある。設立第3期の平成13年5月に2千万円の借り入れを行っているが、借入金の推移に注目する必要があると考える。

3-4-5、財団法人21あおもり産業総合支援センター

青森県からの借入金のうち36億円強について同額定期預金等にして、利息収入を事業に使用しているが、事業に必要な額を直接補助したほうが、財団の資金運用益は無くなるが、県の資金調達コストが削減され、結果として資金の効率的な運用になるのではないかと考える。県としても36億円強の資金調達が不要になるはずである。

なお、債務負担行為明細表上で県の損失補償が130億96百万円となっているが、うち41億96百万円は財団の事業遂行上で生じた損失に対する補償であり、89億円は当該年度では借入しなかったものであり、結局借入金元本残高は県からの借入金を除くと34億75百万円で、県は金融機関からの借入に対する債務保証契約・損失補償契約はしていない。

3-4-6、青森県漁業信用基金協会

決算書上は県及び八戸市からの借入金はないが、年度末の3月30日に農林漁業信用基金と青森県信用漁業協同組合連合会からの借入金により県及び八戸市からの借入金を返済し、翌期首の4月2日には再度県及び八戸市から借入を起こし農林漁業信用基金及び青森県信用漁業協同組合連合会からの借入金の返済に充当している。

したがって、県及び八戸市からの借入金によっていると考えたほうが実態に即している。

3-4-7、社団法人青森県肉用牛開発公社

七戸町からの長期借入金は長期割賦代金の未返済分と考えられるので、決算書での表示は長期未払金と考える。

3-4-8、財団法人青森県フェリー埠頭公社

県の貸付金債権の回収確保のため、当初契約通り担保の提供を求めるべきと考える。なお、債務負担行為明細表上で県の損失補償が6億74百万円となっているが借入金元本残高は56百万円である。

3-4-9、財団法人青森県勤労福祉協会

施設の管理委託について青森県が直接管理を委託していたものが平成13年度から八戸市の指導のもとに運営されることに伴い、平成15年度までの3年間に限り八戸市が運営費の支援をしたときの半額支援と将来八戸市が施設を買い取る際の費用の一部支援を検討するとの覚え書きがあるため、今後の資金負担の発生が予想される

3-4-10、財団法人青森県沿岸漁業振興協会

当財団には専従の職員が居らず、青森県漁業協同組合連合会の職員に事務を委託し業務委託費を連合会に支出している。

また、当財団の事業費は定期預金の利息によっているが、預金の原資は農林中央金庫からの借入金に依存している。さらに借入金の支払利息相当額を日本原子力研究所より利子補給を受けている。

なお、この利子補給制度は平成18年度で打ち切られるので、その後の対応を考慮する必要がある。

3-4-11、社団法人青森県農村開発公社

農産物価格の低下に伴い貸付期間終了後の農地を取得する意欲が減退していったため、当初もくろんだ農地の売渡が停滞するおそれが生じてきている。

なお、債務負担行為明細表上で県の損失補償が187億22百万円となっているが借入金元本残高では57億75百万円である。

3-4-12、青森ウォーターフロント開発株式会社

固定資産に計上していた八甲田丸を売却したが債務超過は解消されていない。今後、現状のまま推移すると借入金の返済は困難と考えられる。

3-4-13、青森県住宅供給公社

借り入れ手続は形式上庶務規定に従って処理されてはいたが借入金残高の8割にも及ぶ預金残高を有していることは不必要な借入ではなかったのか。県が損失補償をしていることで安易に借入がされたのではないかと考えられる。

また借入金残高に対して予想される支払利息の額と決算書に計上されている支払利息の金額との差が大きいが、これは原価未精算勘定等から控除されたのかと考えられる。決算書の明瞭性に欠けると考える。

なお、債務負担行為明細表上で県の損失補償が211億62百万円となっているが借入金元本残高は17億98百万円である。

3-4-14、財団法人青い森振興公社

公社は自主財源を持たず、主に借入金により事業運営を行っているため、平成9年3月期から平成13年3月期まで4年間で70億3411万円と借入金が増加している。

県の損失補償は平成68年までと長期にわたっているが、今後の木材価格の動向いかんでは、将来立木の伐採収入のみでは公社に於いて借入金の返済に支障を来すと考えられ、県においては直接融資した167億円の他に損失補償をしている133億円の負担が発生するおそれが考えられる。

なお、債務負担行為明細表上で県の損失補償が175億14百万円となっているが借入金元本残高は133億90百万円である。

3-4-15、青森県土地開発公社

長期借入金121億円の事業別の内訳を見ると、青森中核工業団地造成事業関連で34億円の借入金となっている。団地が完売されなければ、その土地と借入債務が公社の負担にしないということになっているので、将来、県が債務を負担するおそれがある。

なお、債務負担行為明細表上で県の債務保証が128億36百万円となっているが借入金元本残高は54億81百万円である。

3-4-16、青森県農業信用基金協会

就農支援資金に係る債務保証を基金協会が行い、これが回収不能となり、代位弁済をし基金の減耗となったときに、県に追加の出資要請が行われると予想される。

4、利害関係について

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はありません。

以上

平成13年度

包括外部監査結果報告書

(物品管理)

青森県包括外部監査人

柳谷順三

目 次

1、監査の概要

1-1、監査の種類	1
1-2、監査の対象	1
1-3、監査対象の選定理由	1
1-4、監査の実施期間	1
1-5、監査の方法	1
1-6、監査補助者の氏名	1

2、監査の結果

2-1、物品の管理手続	
2-1-1、物品の定義	2
2-1-2、物品の分類	2
2-1-3、重要物品	
2-1-3-1、重要物品の範囲	2
2-1-3-2、重要物品の処分	2
2-1-3-3、重要物品の報告	2
2-2、監査の視点	
2-2-1、物品の管理について	2
2-2-2、物品の取得について	3
2-2-3、物品の処分について	3
2-3、監査対象部局の選定について	3
2-4、物品の管理状況	
2-4-1、青森県立郷土館(青森市)	3
2-4-2、青森県畜産試験場(野辺地町)	4
2-4-3、青森県工業試験場(弘前市)	4
2-4-4、青森県立八戸工業高等学校(八戸市)	4
2-4-5、青森県環境保健センター(青森市)	4
2-4-6、十和田土木事務所(十和田市)	4
2-4-7、青森県産業技術開発センター(青森市)	4
2-4-8、五所川原土木事務所(五所川原市)	5

3、意見

3-1、「重要物品増減及び現在高報告書」について	
3-1-1、「重要物品増減及び現在高報告書」の利用について	5
3-1-2、「重要物品増減及び現在高報告書」への計上額について	5
3-2、重要物品以外の物品の管理について	
3-2-1、重要物品以外の物品の管理上の問題点について	5
3-2-2、重要物品以外の物品の管理の改善について	6

3-3、バランスシートとの対応について ----- 6

4、利害関係 ----- 7

1、監査の概要

1-1、監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

1-2、監査の対象

平成12年度における物品の管理状況を監査対象としたが、必要な範囲で他の年度についても監査を実施した。

1-3、監査対象の選定理由

地方公共団体の会計は単式簿記で、予算を重視することから、金銭の収支を主として管理している。他方、財産管理については複式簿記を採用していないため、バランスシートの作成と連動していない。その結果、物品購入から処分までの書類の流れによる理論上の物品残高が認識されず、実際の物品残高との差も認識されないこととなってくる。

今回の監査に於いては、資産形成のために支出された金銭により購入された物品等が取得から処分までの間、固定資産台帳上で漏れなく管理されているかどうか、また管理されていないとした場合の問題点及びその解決策の検討のために行うものである。

1-4、監査の実施期間

平成13年5月16日から平成14年3月25日まで

うち、現物実査は平成13年9月10日から平成13年10月26日まで

1-5、監査の方法

物品の事務が青森県財務規則に従って行われているか否か、関係諸帳簿を閲覧し、必要に応じて現物を実査した。

1-6、監査補助者の氏名

監査の事務の補助者として監査委員と協議の結果、下記の者を選任した。

宇恵野 健(平成13年6月20日死亡により同日退任)

小原 隆平

西村 晴夫

小野寺 高

倉成 磨

以上、平成13年5月16日就任

石下 雄三

以上、平成13年7月10日就任

2、監査の結果

2-1、物品の管理手続

2-1-1、物品の定義

地方自治法における物品とは、地方公共団体の所有に属する動産で次に掲げるもの以外のもの及び地方公共団体が使用のために保管する動産とされている。

1. 現金(現金に代えて納付される証券を含む)
2. 公有財産に属するもの
3. 基金に属するもの

2-1-2、物品の分類

青森県財務規則により物品は以下のように分類されている。

1. 備品(性質又は形状を変えなく、比較的長期間の使用に耐える物品をいう)
2. 消耗品(1回又は短期間の使用により、消耗される物品、性質又は形状を失って使用に耐えなくなる物品及びき損しやすい物品をいい、生産品、原材料及び動物を除く)
3. 生産品(試験、研究、実習作業等によって、生産され、製作され又は漁獲される物品をいい、動物を除く)
4. 原材料(工事用材料並びに生産用若しくは製作用の原材料及び材料をいう)
5. 動物(獣類、鳥類、魚類等で飼育するものをいう)
6. 美術品

2-1-3、重要物品

2-1-3-1、重要物品の範囲

物品のうち次のものは、重要物品と呼び、他の物品とは異なる扱いをしている。

1. 自動車(二輪自動車を除く)
2. 取得価格50万円以上の動物
3. 上記1. 2に掲げる物品以外の物品で取得価格が100万円以上のもの

2-1-3-2、重要物品の処分

物品管理員が公所の長である場合においては重要物品を処分しようとする場合は、あらかじめ知事、教育長又は警察本部長の承認を受けなければならない。

2-1-3-3、重要物品の報告

重要物品の毎会計年度間における増減及び毎会計年度末における現在高について、「重要物品増減及び現在高報告書」を作成し、翌年度5月31日までに出納局事務局長に報告することとなっている。

2-2、監査の視点

2-2-1、物品の管理について

1. 出納員(会計機関)、物品管理員及び物品供用員(命令機関)の役職及び氏名を確かめる。
2. 物品出納票及び物品供用票の保管状況及び記録状況を確かめる。
3. 重要物品に関しては「重要物品増減及び現在高報告書」に基づき実査する。
4. 重要物品以外の物品につき、物品の一覧表が作成されているかどうか確かめる。

一覧表または物品出納票より、備品及び美術品をサンプリングにより実査する。
必要に応じて、消耗品、生産品および原材料をサンプリングにより実査する。

5. 実査時に物品標識の貼付状況を確認する。標識が貼付されていない場合には、その理由を確認する。
6. 重要物品および重要物品以外の物品の棚卸方法、管理状況等を確認する。
7. 外部保管されている物品に関しては、その理由を質問し、保管委託契約書や預り証を確認する。必要に応じて、外部保管先に対して確認状を送付する。
8. リース資産の有無を質問し、リース資産があれば、その管理状況を確認する。必要に応じて、リース契約書を閲覧する。
9. 物品に関する付保の状況を確認する。
10. 貸付を行っている物品があれば、貸付契約の内容を確認する。
11. 管理換えや保管換えにより受け入れた物品に関する手続の妥当性を確認する。
12. 廃棄処分すべき物品がないかどうかを確認する。
13. 遊休状態の物品がないかどうかを確認する。ある場合には、遊休物品について利用促進の措置がとられているかどうかを確認する。

2-2-2、物品の取得について

1. 平成12年度中に取得した物品に関して、起案書その他の書類を閲覧し、契約の方法、数量および単価が妥当かどうかを確認する。特に随意契約による場合は、その理由が妥当かどうかを確認する。
2. 必要に応じて、平成11年度以前に取得した物品に関して、取得手続の妥当性を確認する。
3. 寄付により受け入れた物品について、受入手続の妥当性を確認する。
4. 交換により受け入れた物品があれば、手続の妥当性を確認する。

2-2-3、物品の処分について

1. 平成12年度中の物品処分調書を閲覧し「重要物品増減及び現在高報告書」と突合する。
2. 売却や廃棄の手続が妥当かどうかを確認する。
3. 職員に対して譲渡があった場合、その手続が妥当かどうかを確認する。

2-3、監査対象部局の選定について

「平成12年度 財産に関する調書明細書 (2)物品」から部局別に重要物品の数を把握し、重要物品の数の多いところを重点的に、かつ監査日程等を考慮して下記のとおり監査対象部局を選定した。

教育庁：青森県立郷土館

：青森県立八戸工業高等学校

農林水産部：青森県畜産試験場

商工観光労働部：青森県工業試験場

：青森県産業技術開発センター

県土整備部：十和田土木事務所

：五所川原土木事務所

環境生活部：青森県環境保健センター

2-4、管理状況

2-4-1、青森県立郷土館(青森市)

1. 使用されていない物品があった。
2. 委託成果品の備品計上額について、人件費相当額が計上されていない。
3. 重要物品以外の物品についても独自の管理表を作成している。

2-4-2、青森県畜産試験場(野辺地町)

1. 平成11、12年度中の増減でそれぞれの年度の「重要物品増減及び現在高報告書」に記載されていないものがあった。また、平成12年度増加の中に平成11年度で増加したものが混入されていた。
2. 「重要物品増減及び現在高報告書」に簡単に「ウシ」と記載されているのでそれのみでは現物と照合できず、動物供用簿との併用を必要とした。
3. 平成5年当時除却処分されて実査時にも存在していなかったにもかかわらず、「重要物品増減及び現在高報告書」には記載されているものがあった。
4. 森田支場で供用された物品について、備品出納票に供用の記録が記載されていないものがあった。
5. 取得年次が古く未使用となっている物品につき処理が行われていなかった。

2-4-3、青森県工業試験場(弘前市)

1. 重要物品について使っていないまたは使えないものがあった。
2. 借用中の物品があったが預かり品供用簿が無かった。

2-4-4、青森県立八戸工業高等学校(八戸市)

1. 物品購入時の指名競争入札にあたり、業者選定委員会等が無かった。
2. 棄却の手続が終了したのに、現物が処理されずに残っているものがあった。

2-4-5、青森県環境保健センター(青森市)

1. 平成12年度取得の重要物品のうち「重要物品増減及び現在高報告書」に記載されていないものがあった。
2. 処分の手続が済んでいるが現物がまだ残っているものがあった。
3. 指名競争入札に係わる業者が固定化されていた。

2-4-6、十和田土木事務所(十和田市)

1. 取得価格50万円未満の少額物品の購入に於いては全て随意契約になっているが、相見積先が特定化されていた。
2. 人事異動による物品供用票の使用者欄の変更記入がされていないものがあった。
3. 重要物品で物品出納票が無いものがあった。
4. 処分済みで現物がないが物品出納票上処理されていないものがあった。
5. 重要物品取得の4ヶ月後に高額な付属品を取得し備品出納帳に記載したが、「重要物品増減及び現在高報告書」には付属品の記載がなかった。

2-4-7、青森県産業技術開発センター(青森市)

1. 平成12年度中に取得したが「重要物品増減及び現在高報告書」に計上漏れとなっている重要物品があった。
2. 平成10年に現物が棄却されたにもかかわらず、物品出納票上はその処理がされていないものがあった。

- 3、管理換えをした絵画の手続がされていなかった。
- 4、標識の一部が見えにくいものがあった。

2-4-8、五所川原土木事務所(五所川原市)

- 1、使用不可能な重要物品が除却手続が取られていなかった。
- 2、管理換えをした重要物品について知事等の承認許可証が無かった。

3、意見

3-1、「重要物品増減及び現在高報告書」について

3-1-1、「重要物品増減及び現在高報告書」の利用について

青森県財務規則第295条第1項により「重要物品増減及び現在高報告書」が作成され翌年度5月31日までに出納局事務局長に報告されることとなっている。しかし、上記のとおりその内容に不備なものが見られた。

その原因として、まず第一に「重要物品増減及び現在高報告書」の作成目的が重要物品の管理に役立てることであるという認識が薄く、その記載内容と重要物品との毎期定期的な実査(現物と帳簿記載との突き合わせ)が行われていなかったため、記載内容の正確性を検証することが出来なかった。

したがって、「重要物品増減及び現在高報告書」の記載と現物とを毎期定期的に照合し、現物の存在及び保管状況を確認し、不一致があればその原因の究明をし、必要があれば、「重要物品増減及び現在高報告書」の記載の修正手続を取って現状と一致させなければならないと考える。

第二に記載内容が十分でなかった。例えば、①品名がカタカナ表示で読みにくい上に簡単すぎる。②重要物品区分コードは電算コード、登録番号はコンピュータによる自動的に付番されたものであり、備品出納票や備品供用票における「分類、品名、整理番号」と異なるコード体系である。③取得年月日の記載がない。④現在の配置場所の記載がない。⑤金額の合計がないなど。

これらの記載内容の不備を改善することにより重要物品の管理が向上すると考える。

3-1-2、「重要物品増減及び現在高報告書」への計上額について

「重要物品増減及び現在高報告書」に物品を記載する場合その記載金額について生産品等について材料費相当額でのみ計上し、製作に要した人件費相当額を計上していないものがあるが、生産品の計上額は製作に係る費用一切を含むもので、人件費相当額を除く根拠がないので、総製作費用で計上すべきものと考えられる。

3-2、重要物品以外の物品の管理について

3-2-1、重要物品以外の物品の管理上の問題点について

一般物品は、カード状の備品出納票、備品供用票によって管理されているが、一般物品を定期的に現物を確認しているところはなく、出納員や物品供用員の引継書に於いて物品出納票や物品供用票の枚数が記載されているのみである。したがって以下のような問題点が考えられる。

- ①、存在する備品に関して漏れなく備品出納票、備品供用票が作成されているかど

うか不明である。

- ②、定期的な現物の実査が行われていないため、備品出納票、備品供用票があっても、処分済みのもの、実際に使用されていないものがある。
- ③、備品供用票には使用者が変わる都度、使用職員の受領印が必要であるが、この処理が確実に行われていない。
- ④、備品出納票、備品供用票がカード状のためこれが紛失しても気がつかない可能性が高いし、また紛失防止のためのチェック機能がない。
- ⑤、備品出納票、備品供用票の合計票の作成は義務づけられていないので合計表を作成しない限り合計額が把握できない。

3-2-2、重要物品以外の物品の管理の改善について

一般物品の管理手続を厳格にすると管理費用の増大をもたらすことにはなるが、物品を適正に管理するためには最低限以下の事項を行うことを検討すべきと考える。

- ①、取得価額が一定額以上の備品（例えば10万円以上）のものについては毎年1回は棚卸を行い現物を確認する。
- ②、備品のリストを作成する。

3-3、バランスシートとの対応について

平成13年11月に平成13年3月31日現在の青森県普通会計バランスシートが公表された。これは、国が平成12年3月に発表した「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」によって示された作成方法に基づき作成されている。

この中で有形固定資産としては土地、建物、構築物、機械装置、備品など長期間にわたって行政サービスを提供するために使用される資産が計上されている。

このバランスシートに於いては、有形固定資産は資産形成のために実際に支出された額を表す普通建設事業費をもって有形固定資産の取得原価とし、これから減価償却した後の残存している価額により表示されている。この明細として有形固定資産明細表が添付されている。

しかし、減価償却といってもそれは固定資産の取得価額を耐用年数表による年数で各年度へ費用化額（減価償却額）を配分するものである。減価償却費の計算は固定資産の用役提供に対する費用の計上であるはずであり、固定資産が除却ないし売却された時点で減価償却対象から外されるべきであり、固定資産台帳に計上されるのは現に存するものに限られるべきである。現行の作成方針ではバランスシート作成の基準日時点において現に保有している有形固定資産がバランスシート上では表示されていないこととなっている。

また、有形固定資産の表示方法においては、総務費、民生費、衛生費といった行政目的別に区分表示されている。これに対し、民間の企業会計では建物、構築物、器具備品、土地など形態別区分で表示されている。

以上の結果、物品だけの表示が無く、かつ物品の処分についての情報がバランスシート作成上織り込まれないため、公表されるバランスシートからは物品について年度末の残高についての情報は得ることが出来ない。

「重要物品増減及び現在高報告書」が作成されてはいるが、これの記載の正確性をバランスシート上から検証することが出来ない。民間の企業会計では貸借対照表と有形固定資産等明細表及び固定資産台帳とが連携して作成されるため相互の数

値の正確性が検証されるようになっている。

今後作成されるバランスシートにおいて以上のような相互に検証できるような表示を検討する必要があると考える。

4、利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青森県	青森市古川二丁目七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭